

吉岡町 GIGA スクールサポーター業務委託仕様書

1. 業務名

令和2年度 吉岡町 GIGA スクールサポーター業務委託

2. 目的

文部科学省「GIGAスクール構想」の実現のための機器整備に合わせ、それらを学校で有効活用するため、ICT人材を学校へ配置(又は派遣)することが必要である。

このため、国の GIGA スクールサポーター配置事業(公立学校情報機器整備費補助金)を活用し、GIGA スクール構想によって導入された ICT 機器の運用、授業での活用支援及び使用マニュアル作成、トラブル解決等に当たる ICT 人材を学校に配置(又は派遣)することにより、急速な学校の ICT 化を円滑に進められるようにすることを目的とする。

3. 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) GIGAスクール構想

子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を実現するため、すべての小・中学校に校内LANを整備し、児童・生徒1人1台端末を整備する事業のこと。

(2) GIGAスクールサポーター

GIGAスクール構想による急速な学校のICT化を支援するため、ICT企業の人材等ICT技術に関する知見を有する者であって学校等に配置(又は派遣)される者のこと。

(3) 臨時休業

新型コロナウイルス感染症対策として、学校が休業すること。

(4) 分散登校

新型コロナウイルス感染症対策として、児童・生徒がいくつかのグループに分かれて登校し、学習すること。

4. 業務実施対象校

吉岡町立明治小学校
吉岡町立駒寄小学校
吉岡町立吉岡中学校

5. 町立学校の ICT 整備状況

- ・校内無線 LAN 環境整備済
- ・民間学習アプリ（スタディサプリ・ミライシード）導入済み
- ・児童生徒用情報端末（Lenovo300e、Lenovo10e）

6. 委託期間

令和2年11月1日～令和3年3月31日

7. 業務内容

町立小・中学校3校（小学校2校・中学校1校）において、GIGA スクール構想によって導入された ICT 機器等を円滑に活用できるようにするため、次に掲げる業務を行う。

（1）GIGA スクールサポーター配置（又は派遣）調整業務

ア 調整業務

受託者は、学校の要望等を集約し、日程・日数及びGIGAスクールサポーター個々の経験や得意分野等を考慮しながら適切に配置（又は派遣）できるよう事業計画を策定し、教育委員会の承認を得ること。

イ 運用業務

受託者は、事業計画に基づき事業を実施することとし、GIGAスクールサポーターの勤務状況等を管理して定期的に教育委員会事務局へ報告する。事業計画を変更する場合は、速やかに教育委員会事務局に報告すること。また、GIGAスクールサポーターが訪問できない日には、電話相談に対応できるよう手配する。

（2）GIGAスクールサポーターの業務

学校の要望を聞きながら、現場に求められる以下の業務を行う。

ア 教員研修業務

ICT機器の操作方法の指導や、授業における有効な活用方法の提案など、教員研修を通してスキルアップを行う。学校のネットワーク管理者（通常は情報担当者又は教頭）には、機器の使い方や端末の接続設定についての指導や支援を行う。

イ マニュアル作成業務

教職員向け及び児童生徒向けのそれぞれの使用マニュアル（ルール）の作成を行う

ウ 授業支援業務

無線LAN環境を活用した効果的な授業を行うための提案や支援を行う。また、児童・生徒がICTを活用して家庭学習を行うため課題配信等の支援

を行う。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業の際に家庭学習を行う児童・生徒に対して教職員が行うべき支援のあり方や、分散登校になり、授業時間が短くなったり、クラス全員が集まらなくなったりした場合の授業の進め方等についても、提案や支援を行う。

オ 業務報告書作成

受託者は、行った業務内容や顕著な取組み及び発生頻度が高いトラブル等を業務報告書にまとめ、毎月教育委員会事務局に提出する。

カ 電話相談等

委託期間中の平日午前9時から午後5時までの間、教員からの問い合わせに対応する。

キ その他

吉岡町教育委員会及び学校が必要と認めた業務

(3) 業務遂行上の留意事項

ア 学校とよく打ち合わせをし、事業計画を立てること。また、必要に応じて事業計画を見直し、学校の要望に応えられるようにすること。

イ 新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業及び分散登校等の事態が発生した場合についても柔軟に対応すること。

ウ 当月の活動状況及び翌月の活動計画を毎月末までに教育委員会事務局へ報告すること。

8. サポーターの要件

サポーターは、次の要件を満たすこと。

- ・ ICT 機器（特に Chrome OS）の活用に関する知識・経験を有すること。
 - ・ ICT 機器やソフトウェア等に関する知識・技術についての情報収集に意欲的に取り組むとともに、積極的に教員等と情報共有を図ることができること。
 - ・ 授業での活用をイメージした教員向け研修等を円滑に実施できること。
 - ・ 業務の遂行に当たり、機器サポート業者等と必要な連絡調整を行えること。
- また、必要な情報等について教育委員会事務局へ連絡を行うこと。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、教育委員会との協議により業務の一部を再委託するこ

とができる。

(2) 守秘義務

受託者及びサポーターは、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできないものとする。

また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 著作権等に関する配慮

提供されるデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、吉岡町教育委員会に帰属することとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、吉岡町教育委員会は使用許諾を与えられたこととする。

10. 損害賠償義務

受託者は、業務委託期間中に受託者の責に帰すべき事由により、委託者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

11. その他

(1) 業務内容及び訪問日程は学校と打合せ行い、臨機応変に対応すること

(2) 業務に係る費用（事前準備・現地作業・業務場所までの交通費）は全て受託者の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、吉岡町教育委員会と受託者が協議のうえ決定するものとする。